

伊豆市ひとり親移住 定住促進補助金のご案内

伊豆市



(令和5年4月1日現在)

伊豆市ひとり親移住定住促進補助金について

伊豆市では、移住及び定住したひとり親に対し、予算の範囲内において補助金の交付を行います。

補助の対象になるかチェックしてみましょう！

補助対象者

- | | |
|--|-------------------------------|
| 1 市内に住所があり、18歳以下の子どもと同居するひとり親であること。 | チェック <input type="checkbox"/> |
| 2 市内の旅館業、医療業、介護業に新規に就業（派遣を含む）していて、労働時間が20時間/週を超えていること。また、2年以上継続して就業する意思があること。 | <input type="checkbox"/> |
| 3 市内に2年以上居住する意思があること。 | <input type="checkbox"/> |
| 4 居住する世帯員が市町村税、上下水道使用料、保育料等を滞納していないこと。 | <input type="checkbox"/> |
| 5 生活保護による住宅扶助を受けていないこと。 | <input type="checkbox"/> |
| 6 暴力団員等でないこと。 | <input type="checkbox"/> |
| 7 転勤、入学、通学の理由により転入していないこと。 | <input type="checkbox"/> |
| 8 過去に伊豆市若者定住促進補助金または伊豆市勤労者住宅建設資金利子補給金の交付を受けていないこと。 | <input type="checkbox"/> |

住宅補助事業

※過去にこの事業の補助を受けている場合は対象外となります。

- 【対象】** 市内で新たに土地及び住宅または住宅を購入した方。
※住宅とは、玄関、便所、居室、風呂等を備え、延床面積が70㎡以上のもの（2親等以内の親族からの取得は対象外）
- 【補助額】** **1** 土地及び住宅を購入 上限100万円（住宅のみ購入 上限50万円）
※賃貸補助事業の交付を受けた場合は上記の2分の1の額
2 購入した住宅に居住する小学6年生までの児童1人につき10万円を加算。

賃貸補助事業

※過去にこの事業、住宅補助事業の補助を受けている場合は対象外となります。

- 【対象】** 家賃の額が月3万円を超える民間賃貸住宅の所有者（2親等内の親族を除く）との間で賃貸借契約を締結した方
※勤務先から住宅手当が支給されている場合は、手当を引いた額が月額3万円を超えていること
- 【補助額】** 月額2万円を24か月間支給

引越し補助事業

※過去にこの事業、住宅補助事業の補助を受けている場合は対象外となります。

- 引越しにかかる費用と賃貸住宅の初期費用を補助
- 【補助額】** 下記①②の合計額
- ①引越業者または運送業者への支払費用（上限10万円）
 - ②住居の敷金・礼金・仲介手数料・初回保証料等（上限15万円）

申請方法

この事業の補助金を受ける方は、以下の書類を揃えて地域づくり課までご提出ください。

【共通】

- ・戸籍全部事項証明書
- ・勤務証明書（様式第4号）
- ・世帯員全員の直近1か年の滞納のないことを証する完納証明書
（対象年の1月1日において市外に居住していた場合）

チェック

【住宅補助事業】（提出期限：登記の日から90日以内）

- ・ひとり親移住定住促進補助金（住宅）交付申請書（様式第1号）
- ・売買契約書等、取得対価のわかる書類の写し
- ・土地及び住宅の登記事項証明書の写し
- ・土地使用承諾書等の写し（借地の場合）
- ・住宅の間取り図

【賃貸補助事業】（提出期限：就業の日から90日以内）

- ・ひとり親移住定住促進補助金（賃貸）交付申請書（様式第2号）
- ・賃貸借契約書の写し

【引越し補助事業】（提出期限：就業の日から90日以内）

- ・ひとり親移住定住促進補助金（引越し）交付申請書（様式第3号）
- ・引越しに係る費用の支払い実績のわかる書類

補助金の交付決定

必要書類をチェックしましょう！

補助金の交付申請があった場合、市がその内容を審査し、伊豆市ひとり親移住定住促進補助金交付・不交付決定通知書（様式第5号）により申請者に通知します。

補助金の請求 （住宅、引越し）

住宅補助事業の交付決定を受けた方は、伊豆市ひとり親移住定住促進補助金（住宅）請求書を提出してください。

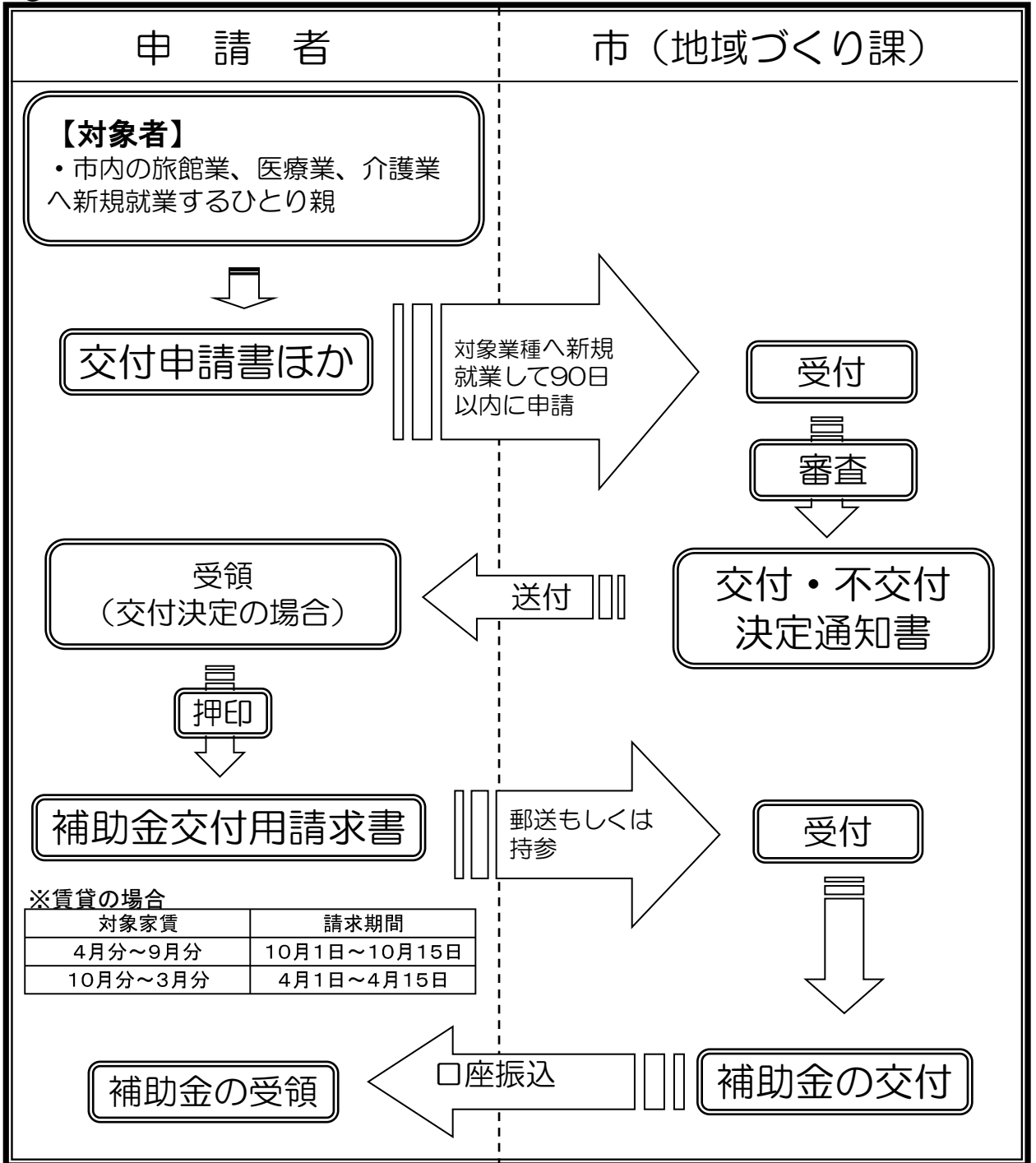
引越し補助事業の交付決定を受けた方は、伊豆市ひとり親移住定住促進補助金（引越し）請求書を提出してください。

補助金の請求（賃貸）

賃貸補助事業の補助金の交付決定を受けた方は下記の請求期間内に、伊豆市ひとり親移住定住促進補助金（賃貸）交付請求書に捺印して、家賃の支払がわかる書類と勤務証明書を添えて提出してください。

対象家賃	請求期間
4月分から9月分	10月1日～10月15日
10月分から3月分	4月1日～4月15日

伊豆市ひとり親移住定住促進補助金 申請手続きの流れ



問い合わせ 〒410-2413
 伊豆市小立野38-2
 伊豆市役所 総合政策部 地域づくり課
 TEL 0558-74-3066 FAX 0558-74-3067
 E-mail izuyou@city.izu.shizuoka.jp